

第四十三回国会 参議院大蔵委員会会議録第二十五号

昭和三十八年四月十九日(金曜日)

午前十時二十六分開会

委員の異動

四月八日

辞任

補欠選任

- 松野 孝一君 田中 茂穂君
- 後藤 義隆君 平井 太郎君
- 北口 龍徳君 森部 隆輔君
- 沢田 一精君 青木 一男君

出席者は左の通り。

- 委員長 佐野 廣君
- 理事 西川甚五郎君
- 柴谷 要君
- 渋谷 邦彦君
- 青木 一男君
- 太田 正孝君
- 高橋 衛君
- 津島 壽一君
- 林屋亀次郎君
- 日高 広為君
- 戸叶 武君
- 野々山一三君
- 鈴木 市蔵君

委員

- 大蔵省銀行局長 大月 高君
- 事務局側 坂入長太郎君
- 常任委員 吉田太郎一君
- 会専門員 中小金融課長

説明員

- 大蔵省銀行局長 吉田太郎一君
- 中小金融課長

参考人

- 中部相互銀行 行取締役 木村彌三郎君
- 静岡相互銀行社長 笹野 好男君

○本日の会議に付した案件
 ○租税及び金融等に関する調査
 (金融に関する件)

○委員長(佐野廣君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
 委員の異動について報告いたします。

四月八日、松野孝一君、後藤義隆君、北口龍徳君及び沢田一精君が辞任、その補欠として田中茂穂君、平井太郎君、森部隆輔君、青木一男君が選任されました。

○委員長(佐野廣君) 租税及び金融等に関する調査のうち、金融に関する件を議題といたします。

本件につきましては、去る三月三十日の委員会における決議に基づき、本日は参考人として中部相互銀行取締役木村彌三郎君及び静岡相互銀行社長笹野好男君の御出席をいただいております。

参考人の方にごあいさつ申し上げます。本日は、御多用のところ、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

この際、委員長として一言申し上げます。銀行業務は、申すまでもなく、預金者の利益を保護し、同時に、産業

経済の発展に寄与する建前より常に健全なる運営に心がけねばなりません。

特に、相互銀行はそのお立ちよりしまして、中小企業金融機関としての使命はまことに重大であります。最近、中部相互銀行及び静岡相互銀行におきまして、経営上の諸問題が表面化しております。これは遺憾に存じます。この際、その実情を聴取することにも、この種金融の正常なあり方について調査研究いたしたいと思ひ、本委員会を開いた次第であります。どうかこの趣旨に従って御審議を願いたいと思ひます。

それでは、本件につきまして御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○柴谷要君 参考人の方には、たいへん御多用のところ、御苦労までございます。実は本委員会は、参考人として中部相互の石川さんに御出席をお願いしておいたのでありますけれども、何かの御事情で代理の方の御出席のようでありまして、まことに本人から十分な意思をお伺いできないことは残念でございます。しかしながら、代理人並びに笹野参考人から満足した御答弁あるいは御説明がいただかれますならば、しあわせでございますが、もし十分なお話が承れられずには、石川会長をして証人として御出席を願わなければならぬと私は考えておるのでありますけれども、御両人から十分なお話を伺いできませんならば、その点も後日考へる、かように私自身考へておるわけであります。

そこで、まずお伺いをいたしたい点は、概略が今回の問題点を申し上げて、その中から質問を展開して参りたいと思ひますので、もし私が先に述べますことに間違いが参りますならば、両参考人から御指摘をいただきたくと思ひます。私がさように考へておられます点から言及をして、いろいろとお尋ねをいたしますのでありますから、まず基本になるものが間違つておられますと申すと、おのずと目的を達するわけに参りませんから、そこで基本的なものをごく簡略に申し上げます。

今回御証人においでをいただきましたのは、ほかでもなく、静岡相互銀行の持ち株六万株の中で、三万四千株という大量のものを丸善の社長さんがお持ちになつておられる。この限りにおきましては、静岡相互銀行は非常な上向きな経営を行ない、非常に円満に庶民のために相互銀行としての実績をあげられてきたと思ふ。ところが、丸善石油の社長さんが、どうしたはずみか、この静岡相互の株を中部相互銀行の会長である石川さんにお譲りになった。問題はここから発生していると思ふ。しかも、そのために静岡相互銀行の社長さんは公取にこれを提訴された。独禁法違反として提訴された。しかし、それが途中で取り下げをする、こういう問題の中から、静岡相互銀行に就職されております従業員諸君が、前回と申しますか、前に鈴木一弘さんという方によつて株の買い占めが行なわれた、そうして経営者陣営がおか

りになった、そのときにも問題が発生して、行員各位が非常な努力をされて正常に戻された、こういう経緯の中から、またまた株の大量移動によつて静岡相互銀行の中にかんがりの不安動揺が生まれてきた。その結果、静岡相互の責任の立場にあられた方々が努力をした模様でありますけれども、とにかく株の独占をされた、その上に立つての静岡相互に対してはかなりの圧迫が加えられつつある、そういう中で企業を守らなければならぬと立ち上がった諸君を十三名も餓首をする、こういう問題ががぜん出て参りましたので、国会としてもこれは捨て置くわけにいかぬ、いわゆる相互銀行の使命を達成させるためには、どうしても正常なルールに戻させなければならぬ、かように考へて私は本委員会に参考人として御出席をいただいたものと考へまして、これから質問を展開しようと思ひます。この私が申し上げたことに多少でも間違いがありましたら、御指摘をいただきたいと思います。なければ別段の御発言がなくてもけっこうでございます。この点から伺つておきたいと思ひます。

○参考人(笹野好男君) ただいま先生から御説明ございましたのですが、株の点でございますが、六百万株でございます。そのうち丸善石油の関係の人が、丸善関係で持ちましたのが三百万株という形でございまして、この鈴木一弘氏の場合に譲り受けましたのが三百万株でございます。それ

を丸善石油の販売者グループが所有いたしてあります。ただいまの御説明の株数がちよつと違いましたので、御訂正申し上げたいと思います。

なお、ただいまの丸善石油が経営いたしてありますときに、丸善石油関係の株主としてこの静岡相互銀行に前米本社社長が社長としておりまして、その運営に關しましてはたまたま先生からお話ございましたとおりで、私は昭和三十四年に非常勤として当行に入行いたしまして、その三十四年の八月に非常勤の副社長に就任いたしました。引き続き昭和三十八年の二月の二十三日に社長に就任いたしますまで非常勤として勤務いたしてございまして、その間丸善石油のグループの株式は各販売業者の名義に書かれて所有いたしてあります。丸善は融資をいたしてございまして、この關係でございます。

そこで、当時、私たち三十四年の入行当時におきましては、資金量も大体八十四、五億ということでございまして、ただいま先生がおっしゃられる順調に推移したという点につきまして、昭和三十八年の二月は大体二百七十億というような数字に進んで参りました。その間におきまして、従業員の給与ベースも、当初三十四年の三月には一万九千円、これは歩合給も入れまして、一万九千円—八百九十六円くらいでございまして、ボーナスも、賞与も一万五千九百円くらいでございまして、おかげさまで昭和三十七年十二月の賞与は七万五千円、給与も、歩合給は除かれましたが、二万九千円、たいへん上昇して参りました。その間に丸善の關係から石川さんを仲介いたしましたして、その後には

わかりました。三十七年に何がしかの方の名義に書きかえられたのでございまして。以上、今先生にお話を申し上げましたとおりでございます。

たにおりでございます。

○柴谷要君 時間が制約されておりますから、私の質問に率直に、簡潔明瞭にひとつお答えいただきたいと思ひます。

これから徐々に入つて参りたいと思ひますが、私の申し上げたルールには間違いないというお話でございますか。そうしますと今回の問題は、これを三つに分けられると思ひ、一つは、株の譲渡に伴つての問題が一つ、もう一つは、静岡相互銀行自体に発生している問題が一つ、それからこの中には預金者なり利用者の問題がある、こういうふうには私はずからこの三つの点について質問いたしたいと思ひます。

まず、石川さんの代理として出席いたされた木村さんにお伺ひしたいのでございまして、木村さんが中部相互銀行の取締役となつておりますが、常務でございませうか、専務でございませうか。

○参考人(木村彌三郎君) ただいま先生のお言葉でございますが、私は中部相互銀行の取締役といたしまして昭和二十八年の十月に就任いたしました。今日までその職務にありますが、常務ではございません。平取締役でございます。

○柴谷要君 中部相互銀行の取締役であられるのでありますけれども、帝産オートのほうの關係はどういうお仕事をしておやりでございますか。

○参考人(木村彌三郎君) 帝産オートのほうの關係といたしましては、これは昭和二十一年に帝産オート株式会社

が創立しましてから、その取締役として在任いたしてございまして、昭和二十六年に専務取締役として就任いたして参ります。

○柴谷要君 そうしますと、帝産オートの専務であり、中部相互銀行の取締役という立場にありませうというところ、石川さんとは非常に事業に緊密である。しかし、石川さんの本心をお尋ねしても、これはおわかりにならぬと思ひますが、石川さんがおとりになつております事業上の行動なりあるいは銀行の運営の方法なり、そういうものについては十分御認識いたしてございませうか。

○参考人(木村彌三郎君) ただいま先生の御指摘になりました件でございまして、これは私も、帝産オートの前身でありますところの帝産金という会社に入社いたしましたのが昭和三十三年の十二月でございまして、今日まで二十六年間同じところで大体石川博資と一緒に仕事を参りまして、もちろん代表権者であり社長でありますところの石川博資の命令なりその意思に従つて仕事をしておるのでございまして、大体におきまして二十五年間というものを終始いたして参りますので、この銀行のことに對する石川博資の考え及びわれわれのほうの事業關係におきましての社長の考え方につきましては、私も相当と申しますか、相当以上に熟知しておる自覚を持つておりますので、もしその点につきまして先生より御質問がございましたら、率直に私の存じておる範囲内においてお答えを申し上げ、御説明を申し上げます。

○柴谷要君 それでは、まず第一点としてお尋ねしたいのは、丸善石油から株を石川さんがお買いになつた。相当の金額でありますから、この捻出を石川さんがされたことは事実だと思ひます。その捻出を中部相互銀行に求めたというところが言われておりますけれども、それはそのようにわれわれが考えておるとおりのものであつたかどうか。たとえば株を買つたために六億何千円かの金が必要になつてきた、そこで中部相互銀行にその資金を求めた、こういう話があるわけですか、ひとつお答えをいただきたい。

○参考人(木村彌三郎君) お答え申し上げます。これは、ただいま先生の御指摘のことにつきましては、少し話が長くなりますが、ちよつと主客転倒のような形でございまして、その点を私よりひとつ弁明させていただきますのでございまして、これは本年の一月になりました。丸善石油より静岡相互の株式の移動の話が持ち込まれましたときに、最初私のほうといたしましては、これは静岡相互銀行には米本さんというりつぱな社長がおられて相當の持ち株を持つておられる、そのほうに大体お返しになつたほうがいいでしょうということ、一応私のほうは御辞退申し上げたのでございまして、しかし、その後仲介に立つておられる方々が米本社長のほうに参りまして、その株の引き取り方を要請されたようございまして、いろいろの事情から米本さんがお引き受けにならないといふことが判明いたしました。再び私のほうに持つてこられたのでございまして、それで、その当時ちよつと私のほうは、先ほど申し上げましたように、昭和二十八年に中部相互銀行を、同じ県下において相互銀行を經營し、大株主として經營し、直接また取締役として私どもが参画し、石川もまた代表取締役として在任いたして参りました。

○柴谷要君 それでは、先ほど申し上げましたように、昭和二十八年に中部相互銀行を、同じ県下において相互銀行を經營し、大株主として經營し、直接また取締役として私どもが参画し、石川もまた代表取締役として在任いたして参りました。

○柴谷要君 それでは、先ほど申し上げましたように、昭和二十八年に中部相互銀行を、同じ県下において相互銀行を經營し、大株主として經營し、直接また取締役として私どもが参画し、石川もまた代表取締役として在任いたして参りました。

○柴谷要君 それでは、先ほど申し上げましたように、昭和二十八年に中部相互銀行を、同じ県下において相互銀行を經營し、大株主として經營し、直接また取締役として私どもが参画し、石川もまた代表取締役として在任いたして参りました。

○柴谷要君 それでは、先ほど申し上げましたように、昭和二十八年に中部相互銀行を、同じ県下において相互銀行を經營し、大株主として經營し、直接また取締役として私どもが参画し、石川もまた代表取締役として在任いたして参りました。

○柴谷要君 それでは、先ほど申し上げましたように、昭和二十八年に中部相互銀行を、同じ県下において相互銀行を經營し、大株主として經營し、直接また取締役として私どもが参画し、石川もまた代表取締役として在任いたして参りました。

○柴谷要君 それでは、先ほど申し上げましたように、昭和二十八年に中部相互銀行を、同じ県下において相互銀行を經營し、大株主として經營し、直接また取締役として私どもが参画し、石川もまた代表取締役として在任いたして参りました。

○柴谷要君 それでは、先ほど申し上げましたように、昭和二十八年に中部相互銀行を、同じ県下において相互銀行を經營し、大株主として經營し、直接また取締役として私どもが参画し、石川もまた代表取締役として在任いたして参りました。

○柴谷要君 それでは、先ほど申し上げましたように、昭和二十八年に中部相互銀行を、同じ県下において相互銀行を經營し、大株主として經營し、直接また取締役として私どもが参画し、石川もまた代表取締役として在任いたして参りました。

○柴谷要君 それでは、先ほど申し上げましたように、昭和二十八年に中部相互銀行を、同じ県下において相互銀行を經營し、大株主として經營し、直接また取締役として私どもが参画し、石川もまた代表取締役として在任いたして参りました。

○柴谷要君 それでは、先ほど申し上げましたように、昭和二十八年に中部相互銀行を、同じ県下において相互銀行を經營し、大株主として經營し、直接また取締役として私どもが参画し、石川もまた代表取締役として在任いたして参りました。

○柴谷要君 それでは、先ほど申し上げましたように、昭和二十八年に中部相互銀行を、同じ県下において相互銀行を經營し、大株主として經營し、直接また取締役として私どもが参画し、石川もまた代表取締役として在任いたして参りました。

の株式がそういふふうには大量に動くことを、また鈴木一弘氏のような手に入りまして、そうして金融界の攪乱であるとか、あるいは株が方々に持ち出されていろいろさばかれる場合において被害をこうむりますもの、やはり中部相互銀行と申しますものが同じ県内にございませう関係上、影響が少なからぬい。先生御指摘のように、行員全体の福利の問題もあり、また預金者、取引者へ及ぼす影響も少なくないと考えまして、私のほうでそれを引き取りまして、そしてやった次第であります。

それから、その資金の点につきましては、先生のたゞいま御指摘でございませうが、これは私のほうでいたしまして、ちょうどこの帝産オート関係の各社が設備もしくは運転資金として昨年末に中部相互銀行から借入の申し込みをいたしておりましたが、それで、ところが、ちょうど急遽の場合におきまされたために一時それを流用しました。流用しましたが、そのなには返済方法はちょうどハワイにアメリカン石油……

○柴谷要君 わかった。くどくどしいことを聞こうとは思わない。だから、私は、資金源をどこに求めた、中部相互銀行から出した、それでいゆる経緯については全部わかっている。だから、そういうことをお尋ねするのじゃなくて、簡潔明瞭に、出しました、運転資金の一部を活用して、それだけ言っていたらいい。

それで、次にお尋ねいたしますけれども、たしか石川さんが帝産オートの社長をやっておられて、そして関連事業体で何口かに分けて金を借りた。そ

れは株を買ったために運転資金として貸付を行なって、それを石川さんがお買いいになった、こういうことなんです。事実でしょう。これは間違いないと思ふ。その石川さんが中部相互銀行の会長で、社長はおらない。会長がいれば、何というか、ワンマン経営をやっておる。そういう人がそういう立場において、しかもあなたの中中部相互銀行の資本金は二億です。準備金は二億三千万。四億三千万の中中部相互銀行が、一人の名義の方に六億五千七百万円の金を貸し付けるといふことが、相互銀行として正しいかどうか、こういう点はまだ掘り下げなければならぬと思ふ。しかし、この委員会ですら、こういうことを言おうと思いません。しかも、それだけでなく、日歩一銭六厘、最高二銭、こういう最も安い利息で融資をしておる。こういうことが世間に知れて、中部相互銀行が非難を買わないと思つたら大間違い。国会は、いかうなことがあろうとも、こういうふうなことをやっておれば、委員会へ御出席をいただいで追及しなければならぬ。そのことは何かといえ、相互銀行の正常な運営を皆さんにやっていただきたい、こういう気持ちから申し上げておる。おわかりですね。

そういうふうな立場に立って、お買いいになった株の上にあぐらをかいて、そして静岡相互銀行のごときは、ここ数年の営業実績をごらんになって、私も最初は初めて見ますと、その相互銀行がりつぱな成績をあげているのも、役員の方々の努力だけではないうと思ひます。全行員の方々が真剣になつて業務に精励された結果、成績が現われた。それを単に、株の移動の中において多少の感情があろうとも、真剣になつて戦い事業を守つてきた従業員十三名の首を切るということは、正気の経営者にできるはずはない。もつともつとあいつら問題については真剣に話し合つてやるべきだと思ふ。こういうことをやっておいて、あなた方は中間にはいろいろ事情がありまして、鈴木一弘氏のように買ひあさりをやつておる人に株が渡つたら、静岡相互銀行はどうなるかくらいのことばかりですが、そのために多少世間から批判を受けようとも、ひとつ親心を出してもやつてやろうとお考えになつたことも、あるいはあるかもしれませぬ。しかし、そのことによつて、行なつておることが正当だということにはなりませんよ。ならぬ。そのために預金者、利用者に不安を与えるなんということは、銀行経営に当たつておる皆さん方の責任じゃないかと私も思ふ。

そこで、問題の追及のみ先走つて、解決があつておられることを私は好みません。ですから追及は追及としてです、当面問題解決をあなた方が誠意をもつてされるかどうかというのを、これからお尋ねしたいと思ふ。この点についての長いお話をけつこうでございませう。ですから、やる意思があるならやる意思がある、それはできませんならできません、こういう明快なお答えをいただきたいのでございませう。

○柴谷要君 大株主として、ひとつ今後大いにこの問題を円満に解決するよう、ぜひひとつ意見を体しておやりいただきたいと思ふ。

○参考人(笹野好男君) ただいま先生からのお説明がございませう。たいへん世間をお騒がせ申し上げておることとは申しわけないと思ひます。

○柴谷要君 大株主として、ひとつ今御意向もありませんし、私自身も善処したいということ而努力いたしてございませう。いろいろこの問題のいきさつがございませう、簡単に申し上げますと、私もこれに懸命な努力をいたしてございませう。以上でございませう。

○柴谷要君 大体解決の方向に一步前進したようですから、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思ふ。

その次はですね、何といつても、問題は、職員の皆さんが不安を持つておるのは、株の移動によつて、そのつど重役がかわつたり、あるいは何といふ不安をもたすようではいけませんか、不安をもたすようではいかぬといふことで、たいへん心配されているわけなんです。あくまでも静岡相互銀行が不安のない経営の中で、ほんとうに思い切り働きたいというのが全従業員の気持ちだと思ふ。そういう意味で、他の労働組合と異なつて、支店長であるとか、あるいは部長さんまで、いわば従業員組合の中に入つておるといふ特殊なケースの組合だと思ひます。それだけに真剣に企業を守るといふ気持ちがあるのですから、ひとつその気持ちに沿うような、やはり経営者としてもスタッフがなくてもありませんし、また株の問題についても動揺のないような、ひとつ安定した方向に向かつて努力されるのが今日の経営者の責任じゃないかと思ふのです。そういう点について、これはあえてどうしようというふうなことを私も申し上げるのではありませんけれども、将来その方向に向かつて、静岡相互銀行が安定した中においてりつぱに金融機関としての責任が果たせるような体制を作り上げるといふことについて、何か

御構想をお持ちでございまして、中部の取締役さんからひとつお聞かせいたしたいと思います。

○参考人(木村彌三郎君) まことに御指摘のとおりでございますが、これは先生のたゞいまのお言葉に対して全面的に私どもは賛意を表するものでございます。

それ、ちょっとここでこの問題につきましても構想といいますが、昔問には、あるいは中部相互銀行と静岡相互銀行がこの機会において合併するのではないかとというようなことが相当流れておるようでございますが、私ども大株主としての考え方は、中部相互銀行は中部相互銀行として、静岡相互銀行は静岡相互銀行として、両方ともりっぱに将来隆盛に繁栄していくようにというところを、大株主といたしましては期待いたしておるところでございます。

○柴谷要君 中部の石川さんは大株主ですから、やろうと思えばできるわけですが、しかし、おやりにならないという明確な今お答えですから、それはけつこうなことだと思ふ。それで、それだけではないに、もう一歩前進した、今申し上げたような株の大半、過半数をお持ちになっておられる。その買ったときの状況その他も、それも今公取で問題になっているようですが、ですから、その問題を、まず誠意をもって経営者陣だけで解決するというのも一つ残されておるわけです。それが一つ。

それから、今日静岡相互銀行の中に、これはちょっとこの席上でおっしゃるのとはちがうかと思ふけれども、重役さんの中でも見解が違つておる。

こういふようなことでは、やはりどうも将来に向かつて、経営陣とあるいはこれに働く従業員の皆さんとの間の、なかなか感情というものが残つていくのじゃないかと思うので、これらの点についても何らかの考慮をお考えになつておられるものか、この点もひとつお聞かせいただきたいと思ふ。

○参考人(木村彌三郎君) 静岡相互銀行の内部関係に対して、しいて立ち入つてこれこれ言つたは私どももほかに権限はないのでございしますが、大株主としての意見を徴せられるものとして私どもはここで答え申し上げますが、もとよりこの重役の暗闘とかんたかいうことにつきましては、これは世間でよく流布されておることでも、私どもも耳にしないこともないのでもございまして、これはいろいろと今度もまず第一に大株主として希望いたしますところは、静岡相互銀行の役員としまして組合とが円満なところの妥結をいたしまして、そうしてともいろいろ職員組合よりのお申し出もあるでしようし、また取締役会の意向もあると思ふますが、なるべくそこは両方が話し合つて円満に話を進めていくというところに、私どものほうも大株主として努力することにやぶさかではございません。

○柴谷要君 大体私が望んでおります、問題に対してたいへんいい答弁をいただきましたので、ぜひその方向で御努力いただきたいと思ふ。

もう一点は、石川さんという方は帝産オートの社長で事業家でいらつしやる。なかなか広範なお仕事をなさつておるので、御多忙のようですが、こういふ人、事業体を広げていろいろ事業をやつておる方が、ややもして、中部相互銀行の会長もおやりになつておるのですけれども、二またでやつておられるととかくの世間からのうわさも出てくると思ふので、これは石川さんでないか心境をお尋ねできないと思ふのですけれども、これは私どもが卒直に申し上げて、石川さんが中部相互銀行の会長であつたからこのよう大量の金が融資できた、自分のやつておる会社に融資できた。しかも、中部相互銀行が他の中小企業なり事業体に貸している金利よりはるかに安い金利で貸した、こういふような疑惑を持たれる。これが中部相互銀行の会長でなくして帝産オートの社長という立場に立つて、中部相互銀行に借財を申し入れたといふことなら、これは世間でもさういふことなら、これは世間でもさういふことなら、さういふことなら、いふん安んじられた、さういふことなら、これがさういふことなら二またの仕事をやつておられるから、石川さん自身が非常に不利益な状態だと思ふ。この点について、これは御本人に聞かなければ明確な回答をできないと思ふますが、あなた、側近の一人としてこのような姿をいと思ふますが、それとも変わつてもらいたいと思ふますが、それをお尋ねしたい。

と申し上げますが、大体五月の総会終了とともに、要するに石川が中部相互の代表取締役であり、それをもって帝産オート代表の關係でもつて数社の社長をいたしておるといふ、さういふところに矛盾があるといふ先生の御指摘でございます。そこで中部相互銀行の代表取締役であるところの会長は辭任いたしますと、さういふふうには大蔵當局のほうにはお話し申し上げて御了解を得ておるわけでございますが、今しばらくの御猶予をさういふことでございます。

○柴谷要君 銀行局長は今お聞き願つたと思ふのですけれども、正式にこの委員会での問題を取り上げたのは、私的独占禁止法第十一條違反ではないかという疑いの一点、それから相互銀行法に対する違反行為が行なわれていゝるのではないかと、これ二点、三點目としては、これは労働組合法のほうの關係ですけれども、不当労働行為が発生している、さういふふうなこの三點で、参考人の方に御質問したわけですが、この問題について大蔵省として、銀行局長として、中部なり静岡の問題をどのようにお考えになつておられるか、簡単にけつこうです。

○政府委員(大月高君) お尋ねの三點について率直に見解を申し上げます。一つは独占禁止法の問題でございますが、これは非常に微妙な問題でございます。株の取得自体、つまり丸善から石川さんのほうへ株が移動したといふことは、先般の委員会においでもお答え申し上げましたとおり、単なる大株主の異動であるといふことでございます。独占禁止法の問題はないと

存じます。ただ、これに関連して、中部相互から石川さんのほうに金が出ておる、その金が株式の取得に用いられておる、さういふ事実がかりに明確になりました場合に、それは株の取得が帝産オートないし石川さん個人の立場においてなされておるのであれば問題ないのではありませんけれども、中部相互の融資を通して中部相互が静岡相互の株を取得したといふ実態があるといふことになりまして、ここに初めて独占禁止法違反かどうか、さういふ問題が起るわけでございます。さういふ観点から、われわれの立場よりはむしろ公正取引委員会において現在御調査中でございますので、その結論に従いたしたいと思います。

それから、不当労働行為があるかどうかという問題は、これは労働關係の問題でございます。県知事あるいは地労委、さういふような系統において御判断願ひであります。

それから、第三の相互銀行法違反があるかどうかという問題でございますが、この点につきましては、はつきりわれわれの見解を申し上げますと、違反があると申し上げざるを得ないと思ふます。それは中部相互から石川さんのほうへ出ております金額は、いろいろな名義をもつてなされておるわけでございます。合計七億五千万でございます。それで、この金額はそれぞれの名義がございまして、相互銀行法自体の明確なる解釈によりまして、これは関連の名前による融資は含まない、つまり直接ある特定の人間に對する貸し出しが自己資本の十分の一をこえてはいけな、さういふことでございますので、この七億五千万全体

が問題になるわけではございません。しかし、詳細にその中身を分析してみましても、自己資本の十分の一をこえておる貸し出しがあるというところでございませぬ。しかし、この十分の一をこえておる貸し出しにつきましても、現在罰則はございませぬ。それから、はなはだ残念なことではございませぬけれども、ほかの相互銀行におきましても若干そういうような問題になつておる点もございまして、この相互銀行法違反があるからと申しまして、すぐに何らかの具体的な措置をとる、つまり行政的措置をとるといふことは適當でないと考えております。ただ、相互銀行法違反自体を黙過するといふことはわれわれとしてできませんので、先ほど木村参考人からお話ございましたように、先般石川さんと木村さんに直接私のところへ来ていただきました、この石川さん関係の融資を整理してほしいといふことを申し入れ、先ほどのお話でございますように、これは整理いたしますという御答弁を得ておるわけでございます。

○柴谷要君 あとで速記録をもう一べん読ましていただきますけれども、だいぶ私と見解の開きがあるわけですが、それは今お話をしておつたものでは時間がかりますから、やめておきたいと思ひますけれども、相互銀行法の違反といふことになりますといふと、これはたいへんなことだと思ひますね。一体、相互銀行の使命たるや何かということになると、たいへんなことになると思ひます。石川さん自体に出た金というものはたいへん高額でありますから、それだけ一般業者に融資ができませんというわけでは

から。ですから、本委員会はこの問題を追及するといふよりなことはいたさないと思ひます。当面の問題を何とか円滑に処理をして、そして本来の相互銀行の使命に立ち戻つてもらおう、こういうのが目的でございますから、その線に立つてひとつ努力をしていただきたいと思ひます。いろいろ銀行局長も聞きになつておられると思ひますけれども、この問題は相当世間をにぎわしておりますし、預金者なり利用者なりが非常に不安を感じておりますから、大蔵当局としても非常に慎重を期さなければならぬ問題だと思ひます。ですから、十分意を尽くしてやつてもらいたいと思ひます。

そこで、最後に私からお尋ねすることになるわけでありませぬけれども、いささかだめ押しをするようで非常に申しわけありませんが、先ほど、大株主として努力をする、それから当面の責任者として大株主の意向を体して問題の処理に当たる、こういうことであります。そこで答弁して現場にお歸りになるところが何かきつかけを作ろうとしてもなかなかできない、そのまゝ経過してまいりますといふと、日にちが立つてしまつていふことになる、なかなか問題が解決しないと思ひます。そこで、本委員会が参考人の皆さんにおいでをいたしたいといふ御質問をした中で、誠意ある御答弁をいただいたわけでありませぬ、その答弁をされた問題を実際に処理するために、一体これから御二人はどのような行動にはいられようとお考えになつておるか。どうも帰つたけれども話の糸口をつけるあれがない、解決の方法を見出す

すのにどうも困難だ、何だかこつちから言つていくのは業腹のような気がする、そうかといつて、従業員側から見た申し入れても受けてやる、こういうことになる、これまた団体交渉をするとか何とかいふことになる。その前に解決の道を立てて、そしてすみやかに問題の処理を終わらう、こういうふうにするには一体どうしたらいいか、この問題にひとつしほつて話し合ひをしたと思ひます。この点に対して何か名案をお持ちでございますか、ひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。もしないとするならば、これは私どものほうから御要望だけを申し上げて参考にしていただきたいと思います、こう思つたわけでございますが、ひとつお持ちでございますしたら御披露をいただきたいと思ひます。

○参考人(菅野好男君) ただいま先生からたいへんけんこうな御話をいただきました。私も依頼しておりますのでございませぬが、なにお私たちがこの解決には日夜腐心しております。でき得れば、ただいまいろいろお知恵を拝借したいと思ひますが、お願いしたいと思ひます。

○柴谷要君 労働問題は地労委に持ち込むのが筋ではございませぬけれども、ここへ持ち込むには、お互いの感情が激突し合つてそのまま行つておられますか、あなたの先ほど御答弁になりましたように、大株主も話し合ひをしたいと思ひます、当面責任者であるあなたも何とか解決したい、こういうことですから、地労委等の結論を待たないで、その以前に平和的に話し合ひをして解決する、こういう方向にひとつ考えを変えていただかせませんか。それについては、本委員会で今御質疑した中で御答弁あつたことに対して、十分われわれが参酌しながら、この問題の解決の糸口を見出すようにいたしたいと思ひます。その問題の具体的な問題については、後ほど委員長に要望いたしますので、委員長から御答弁がある中でひとつ解決を願いたい、こう思ひますが、第二段として、従業員側から要望がございませぬが、経営権の確立、こういう問題については委員会ではやかく申しませぬけれども、真剣にひとつお考えをいただきたいと思ひます。その点をどういふふうなお考えをお持ちになつておられるか、ひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。たとえば、石川さんが過半数を持つておられるけれども、この株の問題を将来どうしたら円満にいくか、解決の方法としてどうしたらいいか、そういうふうなお考えを木村さんお持ちでございますましたら、お聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(木村彌三郎君) 私どもは、先生の御指摘のとおりになるべく地労委とか何とかいふ機関よりも、労使と申しますか、取締役会並びに静岡相互銀行の職員組合と腹を打ち割つて数回の団交を重ね、いろいろのことを非常に希望いたしました、その線では私も取締役会のほうへ十分話し合つておるつもりでございます。それから、株式の問題につきましても、何よりもまず、何と申しますか、今静岡相互銀行では職員組合と取締役、

経営陣との間においていろいろの紛争があるのですが、その解決をもう平和的に先生の御指摘のように早く解決していただかして、そしてこの本問題を処理するといふことが私は先決ではないかと存じますので、そういうことについては、大株主としましては、たとえ取締役会に対していろいろの要望もいたし、早期に解決されるようにこちらは念願して、なお推進する気持を持っております。

○柴谷要君 たいへんきょう参考人の方に有益なお話を承つて、解決の糸口がここにできた、こういうふうには思ひます。そこで、問題の解決の糸口が本委員会を契機にしてできたといふことは、非常に委員会の権威も一段と高まつたと思つて喜んでおられるわけですが、どうかひとつ世間の疑惑を一掃し、本来の使命に立ち戻つていただくために、本日御出席いただきました参考人には特段とひとつ解決の方向に向かつて努力をされると同時に、関係当局、大蔵省においても、本問題がこれ以上新聞話題になつたり、あるいは金融機関の面に悪影響を与えないように、ひとつ最善の努力を願いたいと思ひます。

そこで、同僚委員からの質問もあろうかと思ひますけれども、私は特に本委員会がこの問題を取り上げて解決の方向を見出したといふことについて心から喜ぶとともに、委員長に特段の要望をしておきたいと思ひます。委員長は、私がここから要望申し上げることを、委員会を終了する直前までにとひとつ構想を練つていただいて、委員会としての意見をひとつ発表願いたい、委員長は立場から発表をしていただきたい

と、こう思ひわけです。本問題を解決するにあつては、できる限り、関係者の容弁のあつた、それから大蔵当局の今後の処理の問題を十分適切にやつてもらう、それから私どもの申し述べた本委員会の趣旨を十分くんでもらふといふようなことに對して、委員長、ひとつ、委員を終了まぎわでけつこうでございすが、意のあるところを御披露していただいて、本問題をぜひ円満に解決をし、そうして平常の業務の遂行のできるように、従業員各位が不安のない中でりつぱに仕事に励まれるようにひとつ御努力を願ひたい、こういふことを委員長に要望して私の質問を終つていただきます。

○野々山一三君 柴谷委員からすでに大筋の質問がありましたから、私はもうごくそれを補足する意味で伺つておきたいと思ひます。
その一つは、根本問題として、相互銀行法に違反する融資が行なわれたといふことが確認されたわけですが、ただ私、銀行局長の容弁の中で、他にもまだ類似的な行為があるのでこの際直ちに行政的な行為をすることはいかがかと思ひます、こういうような話がありましたけれども、それをそのままほらつておくことは、これはもう世間周知の中で議論をしたこととてございすが、これをきちつと整理してございすと思ひますので、したがつて、そういう類似な行為があるといふことを言われた以上、関係当局として直ちにそういうものを正常な状態に帰すといふための処置、内容的にはひとつ当局にまかせていいと思ひますけれども、その処置を講ずるといふことだけはこの委員会できちつとしておいてもらわ

ぬと、世間に一そりの疑惑を生み、特にそれが相互銀行といふ特殊なものであるだけに、預金者及び利用者の不安といふものを増長するといふことになつては困りますので、私の申し上げた趣旨をひとつ前提にして、銀行当局としての対策をひとつ明らかにしていただくと思ひます。

○政府委員(大月高君) あるいは先ほど御説明申し上げました言葉が若干不足であったかもしれませんので、補足して申し上げます、相互銀行法の第十條の違反につきまして、われわれといたしまして、健全経営といふ趣旨から立てられた条文でございまして、厳格に守つてもらわなくちゃいかぬといふ態度をとつております。したがつて、われわれが検査をいたします場合には、必ずこの違反があるかどうかといふ点を厳重に検査いたしているわけでございます。また、行政指導の面におきまして、この根柢を期したいといふことで努力をいたしております。そういう意味で、違反を黙認するといふ趣旨ではございせん。

ただ、この十條自体につきまして、一つは罰則がないという問題、それから法律違反でございしますので、法律違反に對しましては、相互銀行法におきましていろいろの措置がとり得ることになつておるわけでございます。たとえば業務の停止でございすとか、役員が解任でございすとか、それは大蔵省として法律違反といふ事実に對しましてはそういう行政処分をなし得る権能を持つております。ただ、今の十條違反といふことで、即、役員

とをいたしますれば、それは行政と法律違反の事象とのバランスを失するといふ問題がございまして、われわれといたしましては、今のような事態に對しましては、すぐにそういう非常に厳格な行政処分をやるというところは適當でない、こういうふうに考へておるわけでございます。その点が若干私の言葉が不足であったかと思ひます。

それから、この問題は、そういうふうに役員が解任でございすとか業務停止といふ行政処分をするよりも、むしろその違反の事実を早くなくしてもらうといふことが趣旨でございすので、特に今回のように、こういう問題になつておる案件をそのまま放置するといふことは、十條問題以外に、今柴谷委員からいろいろお話がございまして、そういう意味で、石川さんと木村さんに先般私のところに来ていただきました、この貸付を整理するといふことにつきまして、確約を得た、こういうこととてございすので、われわれといたしましては、この十條違反問題につきまして、今申し上げましたような態度でもつて厳格な指導をいたしておる次第でございす。

○野々山一三君 それから、これは確認しておいたほうが、あとで整理するために、もうお互い疑問を持たせないためにも、いとお互い疑問を持たせないので、中相の木村さんですか、一べん聞いておきたいので、これは間違ひがあるかどうかといふこととてございすね。先ほど七億五千万の金が融資されたといふことを前提にいたしました、株が三百四十万ですか、帝産オート系各社に取得されたわけですか。その内容は、

帝産オートにこれは百七十七万九千六百株ですか、それから帝産ダイカストに八十二万二千二百五十、それから帝産金鉱業、これが二十五万株、帝産不動産に十一万四千五百株、帝産貿易に十萬株、それから帝産配給株式会社に十萬株、これに對して、中相から取得した金額二百円でございますか、株一株に對して取得した額が二百円といたしますれば、その相当金額は帝産オートが三億七千六百九十一万、帝産ダイカストが一億六千四百二十五万、それから帝産金が五千五百万、その次の帝産不動産が二千二百九万、帝産貿易が二千万、こういう額ですね。それからその貸し出しの金利が、上から順番にいけますけれども、一つが一銭六厘、次が一銭八厘、次が一銭九厘、次が二銭、二銭、二銭、こういう金利で融資を受けたもので株を取得した、こういうことに世間で言われておるわけですが、これは間違ひないのでございすしうか。それをひとつ……。

○政府委員(大月高君) 具体的な事案でございすので、中小金融課長からお答えさせます。

○参考人(木村彌三郎君) 今先生のお言葉にございすました金利の問題でございすけれども、これはごく短期間においてこれを整理することに、これは先ほど申し上げようと思ひましたところが、時間の関係で申し上げられなかつたのでございすが、短期間でこれが決済できるという見通しをつけて二、三の金策をして参つたのです、それが具体的に申しません、それがちよつとはずれましたので、それで金利の是正をしなきゃならぬ問題がありました。金利は水準金利に全部

引き上げて、あらためて契約をいたしたのでございす。
○野々山一三君 水準金利で、訂正をしたと言われるなら、それでいいのです。

それで、銀行局長、先ほどまあ相互銀行の制限をこえておるものがあると言われたのですけれども、どの部分とどの部分でございすしうか。
○政府委員(大月高君) 具体的な事案でございすので、中小金融課長からお答えさせます。

○説明員(吉田太郎一君) 中部相互から先ほど先生のお話にございすました相手方に出しておる金額につきまして、私も一月下旬に報告を求めておりました、そのときに承知した金額を申し上げたいと思ひます。まず、帝産オート株式会社に対しては、一月五日に貸付を起してございまして、三億七千六百九十一万円、これはさつき先生がおつしやつたとおりでございす。この場合、中部相互の相互銀行法の基準となります自己資本は四千万とお考へていただけてつこうだと思ひます。と申しますのは、大体貸し出しを起こしました日の現在の自己資本の金額でございすので、この辺のところは検査で確実に掌握してからでないと思ひます。したがつて、四千万をこえました金額は一応自己資本超過といふことになつたと思ひます。ただ、この場合にちよつと申し上げる必要があらうかと思ひますが、預金の担保がございす場合に、これを法十條の精神から見まして金額を自己資本に超過しておるものと見るかどうかといふ技術的な問題もあらうかと思ひますが、一

応四千万をこえますと、この帝産オー
トにつきましては四千万をこえる部分
は超過しては、法律違反だと承知し
ております。それから、同様全部その
四千万の基準は当てはまるわけでござ
います。稲取温泉配給株式会社に対
しましては、やはり一月五日付で二千
万円貸しております。この場合は限度
内ということになるわけでございま
す。それから、限度を超過いたしま
すものは帝國産金銀業株式会社という
のがございまして、これは五千万を貸し
ております。これも一月五日付でござ
います。それから、帝産ダイカスト、
これが一億六千四百万ということに
なっております。そのあと、それに対
しまして一億の追加融資が行なわれた
というように承知しております。大体
そんなようございまして。

○野々山一三君 これは、これが違反
の問題だということで、それを確認し
ておいたら、先ほど御答弁があつたよ
うに、清算をするということでありま
すから、特に清算をする対象をきちっ
としておきたいという意味で申し上げ
ておるのであります。

第二番目に、鈴木一弘事件以来、株
が相当移動する、役員がかかる、そし
て内部の相剋があり、銀行経営が不安
定になる、従業員は不安だ。その結果
として——結果としてというか、そう
いう過程を経まして、しかもなおかつ
中相の会長であるという資格と帝産系
の社長であるという資格とが利用をさ
れて、融資が行なわれておる。そこ
で、静岡相互銀行のいわば新しい大株
主として、そこで君臨をされたわけ
です。今、柴谷委員から指摘をされたよ
うに、団交問題などという問題は誠

意をもつて解決されるというのであり
ますから、これは期待していいのであ
りますけれども、なおかつ従業員及び
預金者の側からいたしますと二つの心
配があるわけですね。

一つは、またまた大株主というものが
君臨してきたので、今度は指摘を
されて直すだけけれども、将来またそ
ういふ心配が起ころはしないかとい
うのがこの預金者側の心配です。した
が、また特定の方法によって大量な
金が働いたとすると、利用者として
非常に不安、圧迫を受けるわけであ
る。そういう心配が一つ。それから、従
業員の側からいいますと、役員がか
わる。中相で今指摘されておるよう
な不正問題が行なわれたということに
なると、一体今後、経営に即して従業
員が働くという場合に、自分の点が、お
客さんの相手をしなければならぬ出先
機関の従業員としては、一体どの程
度の仕事をしたいのかどうかというこ
との不安というものが伴うわけであ
る。したがって、今申し上げたような
二つの心配というものを解消するとい
うことが、どうしても将来、そんな
ことは当然これで指摘されたんだから
やりませんと言えどもそれまでかもし
ないが、なおかつ不安が伴うわけであ
ります。したがって、行内の仕事の安定とい
いますか、それから預金者及び利用者
の心配を取り除くということのために何
か手を打たなきゃいかぬような気がす
るわけですね。それが特にこういふ銀行
の性格上一そうそれが要望されるはず
でございます。具体的にさういふ心配を
取り除くための施策というよりなもの
を、中相側としても、あるいは大株主
の側としてもお考えがあるかどうか、

その点をひとつお伺いをいたしたいわ
けです。なければ、また私もさうい
う方法があるではないかというわけで御
指摘をしてもけっこうでございます。す
が、とりあえず皆さんのほうからお答
えをいただきたいと思ひます。

○参考人(世野好男君) ただいまのお
話でございますが、株が移動したこと
によりまして今回の問題が、ストもこ
れから発生したように思ひますし、と
申しますのは、株が移動するたびに従
業員が不安であるということござい
ますが、私が昭和三十四年就任いたし
ましてからこのかた、株が丸善関係に
移動してからは役職も全部ほとんど行
員の中から出ておりますし、したが
まして、私とその他非常勤以外はほと
んど、四、五人の方が銀行の行員の方
から役員になっておりました。そして
その点について、また先ほど申し上げ
ましたように、給与の面も一萬五千元
ぐらゐの賞手でございますが、昭和
三十七年の十二月には七萬五千元、こ
れはみんな行員の皆さんも大いに働
いてくれたということでございます。た
だ、今回の株の移動がありまして、そ
れが不安だと必ずしも私は言えないん
じやないかというよりな考え方に考
えるものでございまして、今いろいろ御
指摘がございましたが、今いろいろ御
不安であるというよりな考え方を持
てきたんじゃないかと思ひますが、そ
ういふ点はその不安を解消するとい
うことに大きく問題があるんじゃない
かと思ひます。これは大株主のほう
がやっていたことだと思ひます。

私たちはそれによつて、むしろ預金
者の方に迷惑をかけることを心配いた
しておりました。このために、先ほど

御指摘がございましたんですが、行員
が——私の銀行、静岡相互銀行その
ものが、調書でも御存じのように、支店
長、課長、いわゆる管理職を含んでお
りますので、さういふ形で仕事をし
ております。ところが預金者に対しては、も
し万一のことでスト行為、争議行為が
行なわれたいとたいへんな迷惑が起
りますので、これは今後、たゞいま先
生からもお話がございましたが、こ
ういふ問題に対決したい。私、非常勤で
ございましたので、これは二月二十三
日に就任いたしました。その後二十六
日に争議行為の通知が参りました。そ
の間まことに申しわけないんですが、
その対策が急つたと申上げていい
んじゃないかと思ひますが、ただ三日
の間に争議通知が来たということに
よつて、しかも管理職を含んでおるも
の、これが預金者及び影響はま
たいへんなものだと思います。これを
何とか解消したい、さう考えてお
ります。今後その問題が残ると思ひま
す。今後は、さういふ形から、株の移動
といつても必ずしも私は不安定なもの
じゃないんじゃないか。現実に、丸善
関係があつた場合には、みんな従業員
の人から重役が出てくる。ほかのもの
はただ非常勤というよりな形からい
つても、これは当然その運営の方法に
よつてはよろしいんじゃないか。ただ、
繰り返しますと、その根本に不安があ
るといふのでしたら、それを取り除け
ばいいんじゃないかと、さういふふう
に考えておられます。そのほりも大株主
のほうでお考えをいただいているよう
に何つておられますので、その点は従
業員諸君とも十分話し合つて解決したい

と思つております。以上でございます。

○参考人(木村彌三郎君) ただいま静
岡相互銀行の代表の方からお話ござ
いました。先ほど先生の御指摘のこ
とにつきましては、私のほう、大株主と
しましては、もとより、何と申し
ますか、この波乱状態が続きますこと
は、御指摘のように、取引先あるいは
預金者に対して非常な不安な状況を与
えますので、これをまずなしますこと
とは株主として当然の義務と考えてお
りまして、それで静岡相互銀行の経営
者のほうにおきましては、なるべく円
満に早く妥結するよりに、また、た
だいまいろいろ役員のお話が出ました
が、これは株主総会において決定する
問題でありますので、大株主の構想と
いたしましては、これを何も中部相互
銀行関係の者を重役に入れるとかなん
とかいふことは現在のところ考えてお
らないのでございまして、私どものほう
の経営いたしております中部相互銀
行といたしまして、昭和二十八年以
来手がけて今日まで参つております
が、中部相互銀行の者は会長と私が
入つていただけでございます。全部
これを、取締役とか全部、従業員なり
部長のうちにから抜擢いたしました運
営されておる、さういふ基本線につ
いては決して変わりございませんので、静
岡相互銀行の株主だから役員は中部相
互銀行から取締役を入れるとか、役員
をどうするといふことは毛頭考えてお
りませんし、さうしてこれはまた大株
主のほうにおいても強い御指示が
ありませんから、さういふ線ではない
と思つて、今、その事態

してもって行員及び預金者、一般への心理的影響を少なくして、そういうことのないようにということをお願いいたしているわけでありませう。

○野々山一三君 そうですね、このあつと、預金者なり従業員側の、先ほど指摘したような不安というものを取り除くために、十分話し合つてそれを解決する、不安を取り除くという努力をするというふうに、あなた方両者の御意思と承つてよろしくございませうか。

○参考人(木村彌三郎君) 大株主といつたしましては、先生のおっしゃるとおりと承知いたします。

○野々山一三君 労働問題でちよつと申し上げておきたいのですが、私どもがきょうまで調べた限りでは、先ほど笹野社長がちよつと触れられた支店長なり部長なりというものが組合員に入つておるのであることが種ではないかと思ひますが、理由かと思ひますけれども、賃金やその他の交渉についても、そういうものと話し合つてもしよりのない、そういうものは適法な労働組合ではないのだ、こつちが言つておられるに承つておられます。私は、これが労働委員会なりで資格認定を受けたものでない組合であることは承知いたしますけれども、しかしそれが歴史的な、いわゆる従業員そのものが、株が移動する、すぐ役員がかわるといふことで、今まで非常に不安であつた。したがつて、自己保身、いわば従業員としての身分を保障してもらいたい、こつちが立場がある。あるいは支店なりなんなりを預かっている者として、非常に顧客との間に不安をもたらすようなことがあつては

ならないから、こつちがいわば銀行を愛する、そうして自分たちの身分も保障してもらいたい、こつちがこつちから出発して、そういう今社長が指摘するよりの支店長や部長というものが組合の中に入つておられるという歴史的なものがあることは御承知でしょうね。

で、それだとすれば、それを御了承願ひならば、そういう組合だから、賃金や労働条件のことについて話し合つてもしよりのないのだという拒否の理由に直ちにそれを使つて、そうして労働関係を対立するという要因になつておられることも、また私は事実そこに理由があるように思ふ。しかし、これはひとつづつ、経営者の側で干渉するといふのもよくない。同時にまた、組合員のはりも歴史的なものであるといふことで突つ張ることも、資格認定を受けるという段階になれば、これはなかなか通らないことじゃないかと、私は二十年來労働問題をやつてきた者の経験者としてそれは承知するわけなんです。ただ、問題は、今の時点でそのことを理由にして団体交渉を拒否した、ひいてはそれが延長的に解雇の理由になつたり、あるいは解雇の対象になつたりというようなことが行なわれたことは非常に残念だ。おつちやるとお

り、早急に話し合つて解決すると言われるのですから、私はそれを信用したのでございませうけれども、目くそ鼻くそを笑うのたぐいといふものは、公共機関である金融機関として許されることである。そこにあなた方のこつち

いふに問題をごじらした大きな責任があるといふに私は考へる。私どもも、従業員の側に対しては適切な勧告をしてもよろしいと思ひます。同

時にまた、あなた方も、目くそ鼻くそを笑うのたぐいといふに私が極言しなければならぬよりの、こつちがこつちの種の、よけい不安を醸成しておるんだといふことを、どうぞひとつ肝に銘じて賜つてもらう。そうして直ちにその問題を正常なルートに戻すといふことの気持を示してもらいたい

○参考人(笹野好男君) ただいま先生からのお話でございまして、よく御趣意わかりました。そういうことは私たちがもろもろ御承知でございます。御趣意に沿ひまして善処いたします。そうして解決を一日も早くいたしたいと、かように念願しております。また、みな先生方の、その豊富な御経験で大いに御協力いたしたいと思ひます。お願いいたします。

○参考人(木村彌三郎君) ただいま先生の御指摘のごことどももございまして、私どもは大株主といつたしまして、一日も早く平和的に解決する、そうして正常な軌道に乗せまして、一般へ心理的な影響を与えないようにといふことを強く取締役会へ要望いたした

銀行の木村氏は、同一県内における相互銀行が株主とされる鈴木一弘氏のような好ましくない人物の手に再び渡るよりのことがあつてはたいへんだから、それがため一時的な防衛措置としてやつたんだといふよりの答へですが、この答への中から、木村氏の一時的応急措置としてやつたんだといふよりのことであるならば、大体こつち

○政府委員(大月高君) ただいまお話しは、かりに木村参考人がお答え申し上げましたよりの趣旨でございまして、明確に独禁法違反でないわけでございます。と申しますのは、独禁法違反といふ事実がかりに起こりますとすれば、それは中部相互銀行が静岡相互銀行の株式を取得した、しかもその株数が十分の一をこえるとき、こ

○戸叶武君 柴谷君と野々山君の大體大筋は尽きておると思ひますが、先ほど銀行局長が、独禁法違反の問題において、中部相互が取得したとすると問題だ、しかしこのことは公正取引委員会が目下調査中であるといふよりに答へておりましたが、また中部相互

のほりに主導権があるのかといふ非常にデリケートの問題でございまして、これは公正取引委員会のもつと詳細な、具体的な御調査によらなければわからない、こつちが問題でございませう。

○戸叶武君 これは形式的な法理論ではなくて常識問題、デリケートでもない。実は、中部相互の会長石川さんですか、その主導権のもとに行なわれておられるのは明々白々なんです、こんなところでむだな観念論で終始しておられるに、官僚の行政指導といふものがいつも無力化していき、こつちがこつちで脱法行為といふものが公然と行なわれるので、こつちが形式的な、法に触れないよりの形の答弁を木村君はぬけぬけとやつておる。それだけのことで、こつちが定義でいけば法網をくぐれるといふ方式でやつたならば、行政指導なんといふものはあつてなきがごとしなんです。こつちがこつちが、これは一つのテストケースだと思ふ。今後こつちがこつちが許されるのだとすれば、これはこつちがこつちが銀行を利用して事業をやつておる者が、非常に中小企業やなかの金融機関としての機能を麻痺させていつても一向差しかえなないといふ結果が誘導される、こつちが事例をこつちがこつちがよりに、これは一つの中部相互とか静岡相互の問題だけじゃなくて、やはり大蔵省が今後行なう行政指導いかによつては大きな責任をかぶらなければならぬ。もう少ししっかりした答弁をもらいたい。

○政府委員(大月高君) 先ほど申し上げましたとおり、独禁法の問題は法律

違反かどうかという厳正なる法理論でございまして、われわれが単なる行政指導をもって措置すべきものでないかと承知いたしております。ただ、この問題の実体から申しまして、今お話がございましたようないろいろな疑惑はございます。そういう意味で、行政指導といたしましては、石川さん及び木村さんに御出願願いまして、この関係の融資を整理していただく、ということに確約を得ておるわけでございます。これがわれわれの行政指導でございます。そういたしますれば、現在の事態が独禁法に違反しておるかどうかという問題は別にいたしまして、少なくとも中部相互と株というものについての因果関係が切れるわけでございまして、われわれとしては、だれが見ましても、一般の常識として中部相互とこの株とは関係がないという明確な形にいたしましたというのが、われわれの指導でございます。

○戸叶武君 今の答弁は非常にデリケートな答弁で、非常に政治的な答弁です。しかし、これから大蔵官僚が心すべきは、やはり形式的な法理論で逃げないで、その実体という問題なんです。実体をよく見きわめて、それで行政指導をやっていくというふうにしたいと、お役人にはものは頼めないという思想がございまして、国民の間にびまんしてありますから、悪いやつはぬけぬけと脱法行為でまかり通るのですから、特に銀行業務にとつてはそういうことが大事なんです。それがために銀行局長というものは置くので、その行政指導ができれば銀行局長必要ないです。

それから、次の相互銀行法違反、第十條の問題ですが、これ、銀行局長が言われたように、健全経営の建前からきては法律であつて、このことに關しては銀行局長の答弁は非常に明快で、これ違反なりと断定を下していらっしゃる。いろいろな名義で金が出ておりますけれども、銀行局長が明言したように、石川氏のほうから出た金が七億五千万円であり、その出た金であるが、その株というものは額面一株五十円、時価三十円ということになっていて、それが二百円で買われている。約七倍で買われている。こういうふうなことを少なくともいろいろ銀行を經營して普通の株式会社の株と銀行の株とは同一視すべきじゃない。こういうふうな形でもって銀行乗っ取りというものが正しくやられるところに、銀行マナーというものを醸成する余地がある。鈴木一弘が悪いんじゃない。鈴木一弘的人物が暗躍する余地をちゃんと与えているところに問題がある。こういうことをやつて、少なくともきょうは石川さんの代理で出ている人というものは、木村さん、あなたもオートのほうにも関係があるし、銀行のほうにも関係がある。この二また道を歩いています。が、やはり煉腕家というものは、事業をやる上において銀行乗っ取り、こういう形でもっていくということが一番よくやる仕事ですか。それが銀行經營の責任者、少なくとも銀行の大株主がやるには一番うまいやり方ですか。もつと良心を持って答えて下さい、木村さん。

○参考人(木村彌三郎君) ただいま先生より御指摘ございましたが、私は帝産オートは専務取締役をいたしております。中部相互銀行は、これは平取締役をいたしまして、石川博資が代表権持っている。また、専務取締役の渡辺鈴次郎が代表権を持って現地のことをやっております。われわれはいわゆる、何と申すか、社外重役のような形でございます。

それから、この株式の取得について、価格その他のことについての御指摘があったようにございまして、これはまあ鈴木一弘をこの場へ持ち出すことはどうかと思ひますけれども、そういう暗躍で再び金融機関に混乱状態を与えることは、何と申すか、同じ金融機関に關係ある私どもとしてもしのびない。それだから、私らのほうの關係会社なり石川博資の關係者でもつて一応この株を取得した。まあ私どもがその株を取得して以来も、鈴木一弘は再三再四私に面談を申し入れて、その株の譲渡を要請してきたのでございまして、しかし、そういうことになりました。往年のまた混乱状態を来たすというところは、はなはだどうも金融機関として好ましくないのではないかと。そこで、われわれもちよつと同一県内に銀行の本店を持つて大株主としております関係上、將來は両行がますます発展して、どの銀行もよく育つていくようにということを大株主として念願しておる、こういう次第でございまして、御了承願ひとうございまして。

○戸叶武君 今度は銀行局長にお尋ねします。どうも今の木村さんの答弁にもちよつと不満なんです。が、きょうは帝産オートの専務として呼んだのじゃなくて、中部相互銀行のほうの石川さんの代理として呼んだということ

を柴谷さんが確認しているもので、今の答弁だと、ウエートはどうも帝産オートの専務としてのほうにウエートがある答弁で、石川さんの代理としての答弁としては、不適任者よこしたものだと思ひます。銀行局長にお尋ねしますが、先ほど金利の問題は同僚の野々山さんからごまかく分析されましたが、相互銀行の金利というものは、水準金利に引き戻したと言ひますけれども、水準金利といふのはどの程度か。大体金利といふのは三分五厘程度じゃないですか。それを一銭五厘なり二銭でもつてやつていふという点、そういうことがやり得るか、それを聞きたい。

○政府委員(大月高君) 現在の相互銀行の平均の貸出し金利は二銭五厘五毛でございまして。われわれのいろいろな政策は全体の金利水準を下げるというところをございまして、逐年低下の傾向を見せておるわけでございまして、昭和二十七年ごろの水準が三銭五毛でございまして、去年の上期の決算におきましては二銭五厘五毛と下がっているわけでございまして。

○戸叶武君 不動産担保の問題やなんかも追及いたしますが、時間がありませぬから、不動産担保においても普通三割減の六がけか七がけか、そういうことになっておるようですが、そこらもつと銀行局長のほうで調べてもらいたいのですが、先ほど明らかにいたしましたように、木村さんの言明によると、別に他意がなかつたのだというあの御趣旨がほんとうだとすれば、やはり自分のところで株を過半数独占しているという方式ではなくて、当該地区の相互銀行協会が加盟五行でできておられますが、そういうようなところに一時分担引き取りでもしてもらつて、おもむろに安全株主への分散をはかるということも一方法としては可能だ。そうでないと、これはどんな弁解をしても、やはりあなたの方で独占している形だ、その不安というものは解消しないと思ひますが、これは木村さんに聞くよりも、銀行局長に大蔵省としての行政指導の面からお聞きするのですが、なかなか具体的ことはすぐには言えないかどうかはしれませんけれども、一番安全なのは、そういう指導をしなれば、これは非常に不安が解消されないと思ひますが、銀行局長の御見解はどうですか。

○政府委員(大月高君) 一般論をいたしまして、銀行の大株主が特定の方に集中しておるといふことを銀行行政上どう考へるかという、非常にむずかしい問題だと思ひます。で、現在の商法ないし銀行法の建前から申しますと、株主は先ほどの独禁法の關係を除きましては完全に自由でございまして、政府の関与する限りでないという建前でございまして。したがって、かりに今回のように相当大きな特定の株主が出現いたしましたら、これは法律的にはどうもし得ない問題であらうと思ひます。

いろいろな因果関係があると存じます。そういう意味におきまして、われわれの希望といたしましては、できるだけ株主が特定のものに集中しておられないほうがよいという希望を持つております。ただ、具体的な事例におきまして、この問題としてはたしてだれに譲つた方がいいのか、あるいは、どこへ分散すべきかというような問題については、政府として関与すべきではない、こういうふうに考えております。

○戸叶武君 これが最後ですが、そうすると、木村氏の先ほどの他意がないという趣旨から見れば、もう自主的に中部相互のほうで、これは良識ある処置をしなければならぬ段階に来ていると思ひますが、石川さん並びに木村さん、どういふ御見解ですか。

○参考人(木村彌三郎君) その問題につきましては、これはいろいろ自分のほうでも考慮いたしておりますし、また、ただいま先生のお話しの東海地区云々というような話もありましたが、そういう問題につきましては今後検討を加えまして、銀行としても、これは帝産オートの専務というよりも銀行として私参つておるのでございまして、それから、そういう問題につきまして、先生なり本委員会の御趣旨があったことをよく伝えまして、そうしてもってそういうことにつきましてもこちらのほうで進言する気持であります。

○鈴木市蔵君 ちょっとこの際銀行局長に聞いておきますけれども、四月一日から相互銀行や信用金庫に対する準備預金制度の問題が開始されますね。こういうことと関連をいたしまして、やはりこれからは相互銀行とか信用金庫、こうしたつまり中小企業の融資

を、あるいはまたその中小の預金を中心として運営される銀行に、金融政策的な面での大蔵省の考え方を聞いておきたいが、いわゆる弱小の相互銀行の合併、合理化、こういうようなものを政策的に進めていく意図があるのではないかと。そうすると、こういうふうな問題は、今たまたま中に起きた問題ではあるが、今後やはり全国的にいろいろな形をとって起こり得るもの一つ、の現われではないかという見方をせざるを得ない。この点についてのひとつ銀行局長の明確な見解を聞きたい。

○政府委員(大月高君) ただいまわれわれがとつております政策の基調は、貿易・為替の自由化ということでございます。この観点からいたしますと、先般来問題になっておりますように、特定産業の基盤の強化でございますとか、その他、国際競争力をつけるために産業界としては相当本腰を入れて体質改善をやつていただく、合理化をやつていただく、こういうような大勢になつております。そういう意味からは、ある場合には合併も必要ではあるまいかというのが今の通念であらうと存じます。また、金融の面におきましては、国際競争力を強化いたしますために、金利水準を逐次国際金利水準にさや寄せ参りたい、こういう理念を持つておるわけでございまして、貿易・為替の自由化の政策を進めるにあたりましては、金融界といえども産業界の例外ではあり得ないという明確な観念を持つておるわけでございます。したがういまして、今後の金融界といたしましては、相当本腰を入れて合理化を進めていただく必要があると思ひます。したがういまして、ある場合に

おきましては金融機関の合併、統合と云うような問題も起こり得るものと考へております。ただ、具体的な事例をいたしまして、どの銀行とどの銀行が一緒になつたらいいとか、あるいは、どこどこは統合するとかいうことを政府において指示する筋合いのもではないというはつきりした見解を持つておるわけでございまして、当事者におきまして合併をしようということではございましてならば、できるだけわれわれとしては好意的な援助ないしアドバイスを加えて参りたい、こういうふうに考えております。

○鈴木市蔵君 結局、今起きてきているような問題は氷山の一角的なもので、たまたまこれがこつたやつたような諸問題をやらせているがゆえに表面に出てきたのであるけれども、大蔵省の、今の銀行局長の話から明らかなように、内面的にはやっぱり今後とも金融機関の合理化、合併の促進といったようなことは政策的にはこれを進めていく、行政的指導の面としてもこれを進めていくという事は、今の言明からいへば、また従来からの大蔵省がとつておる政策から見ても明らかだと思ひけれども、こういう政策をとつて、このしわ寄せが、問題が変わつて、銀行の業務をやつていく、つまり従業員にしわ寄せされていくことも間々あると思ひます。今、相銀の問題も、中相の問題も、一つのやっぱりその問題点になつておるのは、このようになつた内部的な諸問題をかかえながら、しかもそれを、問題を他にそらすことによつて内部的な問題を隠蔽しようとするように、従業員の手切られたか、不当解雇だとか、あるいは不当労働行為と

か、しかもそれをみずから地労委に提訴するといったようなことをやつて、内部における腐敗、相銀法の違反、あなたが言つたような独禁法違反の疑いがあるというふうな問題をおおい隠すために、問題を、いわゆる労働組合のほうに圧迫を加える、そういうふうな形による合理化というよりなものも今後起こり得る可能性がある。現にこれは一つのケースだと思ひますが、起こり得る可能性があると思ひます。

この問題と、もう一つ、先ほどあなたの方で言つたような、つまり貿易・為替の自由化に即応する金融の面におけるいろいろな処置を講じていくということと付随して、今までつまり中小企業の金融であるいは主として中小企業の金融をその分野として預かつてきた相互銀行などの性格が変わるのではないか。つまり、やはり大金融資本に奉仕させられるような、そういう方向へ向かつて変えさせられていくのではないかと、このことについてのわれわれの疑惑は払拭できない。

この二点について、つまり、合理化を行なう場合において、その従業員に対する不当な圧迫、これと、それから相互銀行並びにそういうふうな類似の銀行が本来の使命から逸脱していくような方向への指導を強化されてきやしないかという点についての二つを……

○政府委員(大月高君) 金融機関の合理化の過程におきまして、労働者の地位が非常に不利な立場に置かれるのじゃないか、こういうお話でございますが、まあ私も労働問題につきましても、は所管外でございますので、明確なお答えもいたしかねるのでございませう。

れども、従来戦前のような思想、つまり企業の合理化は即資金の切り下げである、また首切りであるというふうなことはなしに、むしろいかにしてほんとうの意味の合理化をやつていくかというところが最近の企業経営の考え方の基本になつておるのじゃないかと私は考えるわけでございまして。そういう意味におきまして、金融機関がほとんど合理化されていく、競争力が強くなつていくことは、即労働者の地位も向上し得る方向にあるというふうに考えるわけでございませう。

それから、中小金融機関としての相互銀行の性格は今後もますます明確にいたすべきものだと考えるわけでございまして、完全な自由競争という建前からいいますと、とかくやはり相互銀行、信用金庫、信用組合というふうなものは競争力は弱いと思ひます。しかし、最近中小企業基本法というふうな思想もございまして、われわれといったしましては、中小企業金融に關しましては、政府機関拡充と並行いたしまして、中小金融機関をまた強化育成するという明確なアイデアを持つておるわけでございまして、やはり全体として合理化されながらも、中小金融機関としてはさらにその地位を高めていただきたい、そういう考えで行政を進めていきたいと思つております。

○鈴木市蔵君 ちょっと、あと一つだけ。中相と静相の参考人として呼ばれたお二人にはつきりとした際私たちの希望意見を述べてみたいと思ひます。先ほど同僚の議員からも再々この問題について質問がありましたけれども、問題の本質は、どこにあるか、先ほど銀行局長との答弁の中にも明らかに

は所管外でございますので、明確なお答えもいたしかねるのでございませう。

なつておるような点だと思ひますけれども、あなた方は問題の本質をさらして、従業員的首切り、解雇、そついつたような問題に持つていくことによつて問題の本質をさらしてはいけません。これは問々あることなんです。よく経営者がそついつつたことと問題の本質をさらさないようにして欲しい。したがつて、地務委に提訴といつたようなことは、労働組合の側にも何ら相談なしに経営者の一存でやつたといふように聞いておられますけれども、そついつつたことは取り下げるべきであり、直ちに従業員側の労働組合当局側と団体交渉を持つて明確な労働協約を作つて欲しい。作らぬように努力してもらいたい。そついつつた経営の民主化、こついつつたふりな問題について十分労働組合、従業員側の意のあるところを聞いてやるべきだと思つて居ます。したがつて、先ほど同僚議員からも希望意見がありまして、あなた方もこの席上ではなかなかきれいなことを御返答のようでありました。が、即刻廻りましたらこの委員会の質問の趣旨を十分にふんまえて、(委員長が言うことだと呼ぶ者あり)それは委員長に言つてもらえばなおかつつただけけれども、私は委員長じゃないから一委員として言つておくんだけれども、直ちにひとつ着手して解雇を取り消してもらいたい。これは無条件に取り消してもらいたい。これは無条件に取り消してもらいたいといふことを私は希望意見として申し述べておきます。

○委員長(佐野廣君) 最後に、委員長より申し上げます。

本件につきましては、質疑を通じて実情が明らかになりましたので、参考人の方々には時を移さず円満な解決の

ために御努力をいたしたかねばなりません。銀行局長におきまして、なお監督を厳にして不測の問題が起らぬように、本委員会の趣旨を尊重し、なるべくすみやかに適切な指導を要望いたします。また、解決の暁には、その状況を御報告願ひたいと存じます。参考人の方には、御多用のところ長時間御出席を願ひまして、まことにありがとうございました。

午後零時十二分散会

四月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。
別表乙号第二十四号を次のように改める。
二十四 削除
- 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

四月五日日本委員会に左の案件を付託された。

- てに対する国家補償に関する請願(第二四〇四号)
- 一、パナナの関税率引下げに関する請願(第二四二一号)
 - 一、パナナ等大衆消費物資の関税引下げに関する請願(第二四二二号)
 - (第二四一六号)(第二四二五号)
 - 一、医療法人に対する法人税等減免に関する請願(第二四二三号)
 - 一、財団法人海洋博物館に対する国有財産譲与の立法化に関する請願(第二四一四号)
 - 一、音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願(第二四一七号)
 - 一、清酒二級の基準販売価格改定等に関する請願(第二四六九号)
 - 一、パナナの関税率引下げ及び自由化延期に関する請願(第二四七二号)
 - 一、医療法人に対する法人税等減免に関する請願(第二四八九号)
- 第二四〇四号 昭和三十八年三月二十二日受理
- 引揚者の在外私有財産賠償引当てに対する国家補償に関する請願
- 請願者 茨城県議会議長 鈴木 光二
- 紹介議員 郡 祐一君
- 第二次世界大戦の終結とともに、在外邦人は一切の財産と生活の根拠を放棄させられ、肉親を失ひ、惨たんたる敗戦の混戦下の母国に引き揚げたことは周知の事実である。これら全国四百万人の引揚者で粒々辛苦して海外に蓄積した資産の総額は邦貨にして一兆二千億円と積算されているが、この在外私有財産は、ソ連の不法領有を初めとし、サンフランシスコにおける平和条

約第十四条a項により逐次締結されてゆく賠償協定によつて国家賠償に引き当てられているのである。私有財産の不可侵は日本国憲法第二十九条に明示されており、さらに千九百七年成立のヘーグ陸戦の法規慣例に関する条約付属書第四十六条にも私有財産はこれを没収するを得ずと規定されている。賠償は本来国が行なうべきものであるにもかかわらず、引揚者の在外私有財産がこれに代替され、しかも所有者にはなんらの補償がなされていないのである。戦後二十年にならうとするうちに、海外引揚者の在外私有財産がいまだに放置されていることは、戦後とられた一連の補償措置から取り残されたものであり、まことに遺憾にたえないから、すみやかにこれら引揚者の在外私有財産賠償引当てに対する国家補償に適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第二四一一号 昭和三十八年三月二十三日受理

パナナの関税率引下げに関する請願

請願者 東京都中央区日本橋江戸橋二ノ三加商株式会社 社内 橋本薫

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第一五四二号と同じである。

第二四一二号 昭和三十八年三月二十三日受理

パナナ等大衆消費物資の関税引下げに関する請願

請願者 群馬県吾妻郡吾妻町大字三島四六三 田中武一

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第二〇七三号と同じである。

第二四一六号 昭和三十八年三月二十三日受理

パナナ等大衆消費物資の関税引下げに関する請願

請願者 北海道上磯郡知内村字 重内 遠山正

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第二〇七三号と同じである。

第二四二五号 昭和三十八年三月二十五日受理

パナナ等大衆消費物資の関税引下げに関する請願

請願者 群馬県沼田市一、二〇 池田フミ子

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第二〇七三号と同じである。

第二四一三号 昭和三十八年三月二十三日受理

医療法人に対する法人税等減免に関する請願

請願者 福岡市大名町七九医療 法人杏栄会内 斎藤忠 夫

紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

第二四一四号 昭和三十八年三月二十三日受理

財団法人海洋博物館に対する国有財産譲与の立法化に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内

二ノ二〇郵船ビル第七

二七号室財団法人海洋

博物館理事長 朝比奈

貞一

紹介議員 柴谷 要君

昭和二十三年三月法務庁令第三号及び同年八月政令第二三十八号によつて財団法人海洋博物館が財団法人海軍館から譲り受けた財産は、一般の解散団体の財産と同様に扱われ、国庫に帰属せしめられることになり、同時に土地建物は厚生省の管理下に置かれ、学校法人日本社会事業学校等厚生省関係の各種団体がひきつづき使用し、現在は日本社会事業学校のみが使用しているが、近時世界各国の海洋交通、海洋資源に関する研究が盛んで、わが国としてもこれ等諸国に仲間入りして必要な資料の収集、保存及び展示並びに海洋知識の普及、調査及び研究に係る事業の発達に資することがきわめて重要であり、国有財産の譲与については、財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律（昭和二十八年法律第二二十四号）及び財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律（昭和三十年法律第八十号）の例もあり、また新たに予算支出をすることなく処理することができると考えられるから、本財団の活動を可能ならしめるため、以前に本財団の所有であつた土地及び建物で国庫に帰属したものの譲与に関する立法措置を講ぜられたいとの請願。

第二四一七号 昭和三十八年三月二十三日受理

音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願

昭和三十八年四月二十四日印刷

請願者 東京都港区赤坂田町二

ノ五 黛節子外五百九

十名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第二三四一号と同じである。

第二四六九号 昭和三十八年三月二十七日受理

清酒二級の基準販売価格改定等に関する請願

請願者 福島市本町二六福島県

酒造組合連合会内 遊

佐一郎

紹介議員 柴谷 要君

大蔵省当局においては、酒類業生販三層の基準販売価格を残して現在の経済事情にそつてこれを改定することは、政府自民党のとつては低物価政策の建前上困難であるから、清酒二級の生産者基準価格だけを残して他はこの際これを撤廃して自由に価格形成ができるようにするのが適切であるとして、これは清酒の生産販売原価構成要素がことごとく上昇していることに伴い当然基準販売価格を改定すべきにもかかわらず、これをしないで政府の低物価政策のために基準販売価格を撤廃する案に出たものと考えられ、はなはだ了解に苦しむところである。酒類業界は三千億円をこえる酒税の仲介機関的役割を果たしているのであるから、この業界における価格体系の混乱は酒税の確保をあまりくするものであること等を了察の上、清酒二級の基準販売価格は、現在の経済事情に即応するよう改定せられ、かつ、生販三層ごとのものを当分の間存続せられるよう取り計らわれたいとの請願。

第二四七二号 昭和三十八年三月二十七日受理

バナナの関税率引下げ及び自由化延期に関する請願

請願者 東京都新宿区若葉二ノ

八中南米青果物輸入協

会内 柴田勇

紹介議員 柴谷 要君

政府は、バナナの関税を昨年四月関稅定率法の一部改正により、従来二十パーセントであつたものを五十一パーセントの高額に引き上げたにもかかわらず、更に本年四月一日から七十パーセントも大幅に引き上げて自由化を強行しようとしているが、このような最高税率はわが国全輸入品目中他に類例がなく、関税を大幅に引き上げて自由化を行なうことは国内関係はもろろん、対外的にも国際貿易の大勢に逆行し、きわめて重大な影響を及ぼすおそれがあるから、バナナの関税を引き下げて自由化を延期せられたいとの請願。

第二四八九号 昭和三十八年三月二十八日受理

医療法人に対する法人税等減免に関する請願

請願者 三重県津市大字古川三

〇〇 永井進

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第一三八九号と同じである。

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、公認会計士法の一部改正に関する請願（第二五七九号）

昭和三十八年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

第二五七九号 昭和三十八年四月三日受理

公認会計士法の一部改正に関する請願

請願者 神戸市東灘区本山町小

路字出口七八日本計理

検査協会内 木村植橋

紹介議員 高瀬莊太郎君

公認会計士法制定実施後十五年になり、登録公認会計士数は、千八百をこえ、証券取引法による法定監査は軌道に乗つたが、最近外資の導入、貿易為替の自由化等に伴い、その社会的国際的役割はますます重大となつてきたので、これが国際的水準の確立と、国際的信用向上をはかるため、公認会計士法について、(一)第六条の第一次試験科目に「英語」を加えること、(二)第十条の二に「公認会計士試験において、第三次試験科目のうち一部の科目について一定基準以上の成績を得た者に対しては、その申請により、その後五年以内に行なわれる公認会計士試験において、当該科目の試験を免除する」の規定を設けること、(三)第十一条中の一年を二年に、二年を三年に改めて実務修習期間の延長をはかること、(四)第十一条の二として「左の各号に掲げる職の一または二にあつて、その職にあつた年数を通算して十五年以上になる者は、第十一条の規定にかかわらず、第三次試験を受けることができ

者」の第三次試験受験資格特例の規定を設けること、(五)第二条第四項に「公認会計士は、当然税理士の事務を行なうことができる」の規定を設けて職域の拡大をはかること等の改正措置を講ぜられたいとの請願。